

別 表(第17条関係) (1)休暇の基準

休 暇 の 種 類		期 間
年次有給休暇		20日以内。ただし、年度の中途において新たに採用された職員の日数は、20日に採用以後の月数(1箇月に満たない者は1箇月とする)を12で除した数を乗じて得た日数とする。
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患	1年以内の期間
	上記以外の負傷又は疾病	180日以内の期間
特 別 休 暇	1.選挙権その他公民権を施行する場合	必要と認める期間
	2.証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の会議、その他の官公署へ出頭する場合	同 上
	3.結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
	4.女子職員の生理休暇	必要と認める期間、ただし2日を越えることは出来ない
	5.妊娠中の職員が母子健康法第10条に規定する保健指導又は同法13条に規定する健康審査を受ける場合	妊娠7月までは4週間に1回、妊娠8月から9月は2週間に1回、妊娠10月は1週間に1回とし、必要と認められる期間
	6.6週間(多胎妊娠の場合は10週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	7.女子職員が出産した場合	出産の翌日から8週間を経過するまでの期間
	8.生後1年に達しない生児を育てる女子職員が、その生児の保育のために必要と認める授乳等を行なう場合	1日2回それぞれ30分以内の期間、又は1日1回60分以内の期間
	9.職員の親族が死亡した場合(忌引き)	*別表の1に定める期間内で、必要と認める期間
	10.父母の追悼のための特別な行事(15年以内に行われるものに限る)	1日の範囲内の期間
	11.夏季休暇	7月から9月までの期間において、原則として連続する3日の範囲内の期間

休 暇 の 種 類		期 間
特 別 休 暇	12. 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失した場合	7日の範囲内の期間
	13. 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
	14. 地震、水害、火災その他の災害時において職員の退勤途上における身体の危険を回避することが困難な場合	同 上
	15. 伝染病予防法により交通を遮断され、又は隔離された場合	同 上

別表の 1

親 族	日 数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	3日

*年次有給休暇の繰越し

1 の年における年次有給休暇の残日数が 20 日を越えない職員にあっては当該残日数、20 日を越える職員にあっては 20 日とする。